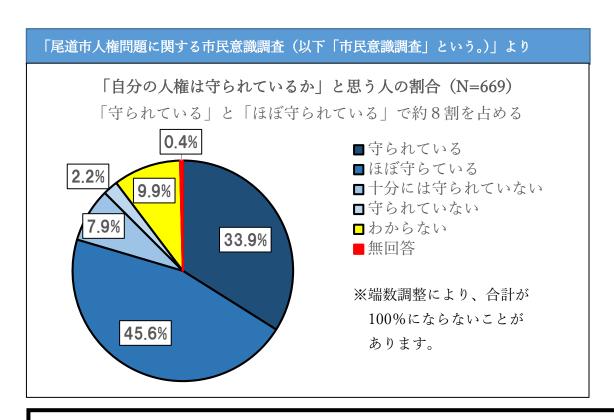
第1章 人権尊重の基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、一人ひと りの人権が共に尊重されることが必要です。

そのためには、すべての個人が相互に人権の意義や共存の重要性について理解を 深めるとともに、その権利の行使に伴う責任を自覚して、自分の人権と同様に他者 の人権についても尊重することが求められます。



市民意識調査の概要

- (1)調査対象者 市内に居住する18歳以上の方から2,000人を無作為抽出
- (2)調査方法 郵送による調査票配付・回収
- (3)調査期間 令和5年(2023年)10月6日から同月24日まで
- (4)有効回答率 33.5% (有効回答数 669)